

# 序章

## 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の目的
- 2 計画期間
- 3 計画の位置付け
- 4 用語の定義

# 序章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の目的

本市では、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目的として制定した、「さいたま市文化芸術都市創造条例」（施行：平成 24（2012）年 4 月 1 日）第 6 条の規定に基づき、平成 26（2014）年 3 月に「さいたま市文化芸術都市創造計画」（計画期間：平成 26（2014）年度～令和 2（2020）年度）を策定し、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。計画期間の終了に伴い、これまでの取組や社会状況の変化等を踏まえて計画の見直しを行うものです。

### さいたま市文化芸術都市 創造条例

文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するために制定了しました。

条例の理念を  
具現化するため  
の計画

### さいたま市文化芸術都市創造計画 [計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度]

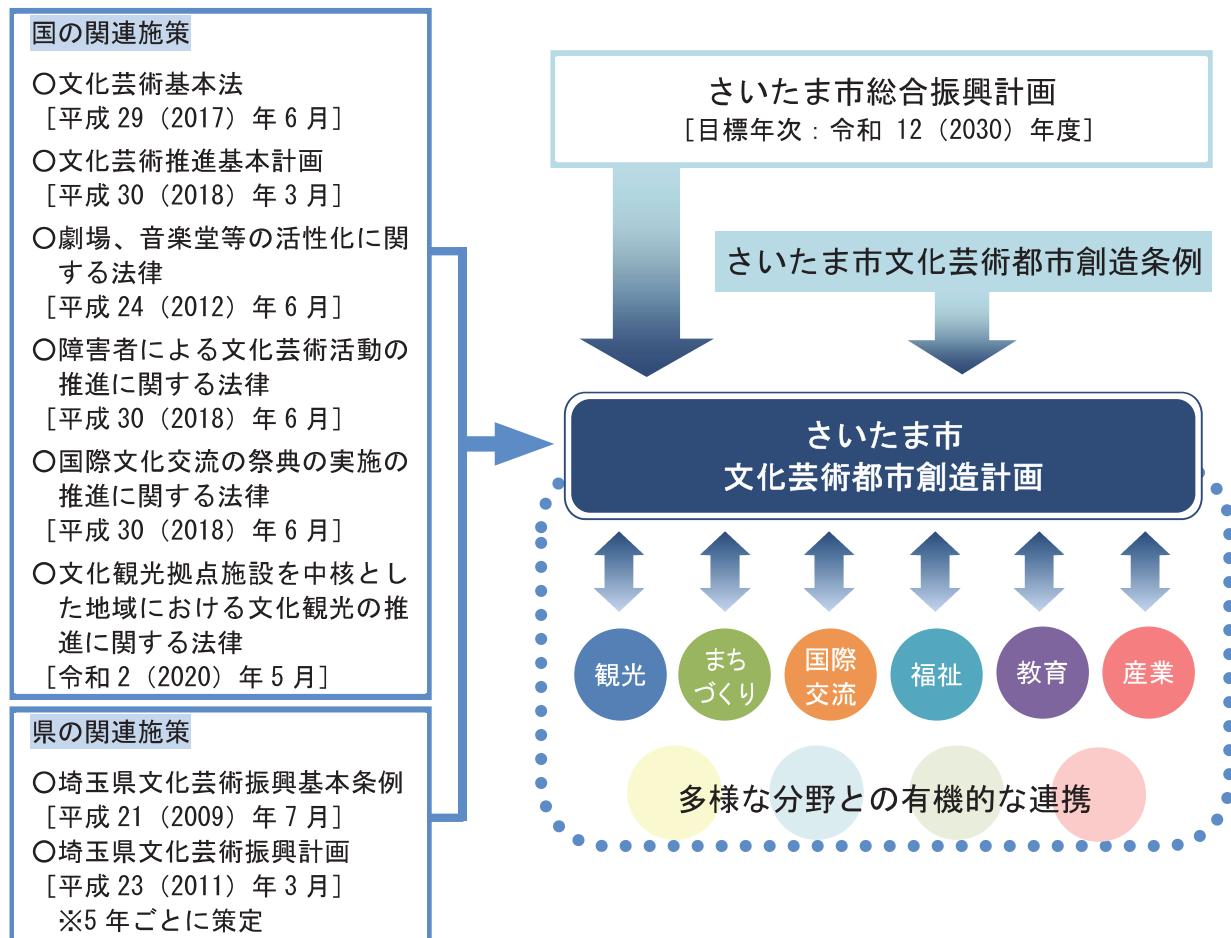
#### 文化芸術の 創造力を活かした まちづくり

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携への配慮といった視点に立って施策展開を図ります。

## 2 計画期間

本計画の計画期間は、さいたま市総合振興計画の計画期間と合わせ、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

### 3 計画の位置付け



### 4 用語の定義

本計画における「文化芸術」「文化芸術都市」「市民等」の用語については、「さいたま市文化芸術都市創造条例」に定義するとおりとします。

用語	定義
文化芸術	次に掲げる芸術等であって、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。 ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。） ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化 エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化芸術都市	市民等が自主的に文化芸術に関する活動を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。
市民等	市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。